

令和6年度

— 第10回（定例・臨時） —

## 教育委員会議事録

開 会	令和6年10月28日	10時30分				
閉 会	令和6年10月28日	12時05分				
会議場所	教育委員室					
委員出欠	伊藤忠通	出	上野周真	出	田中郁子	出
	伊藤美奈子	出	三住忍	出		
議事録署名	教 育 長					
委 員	教育長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 総務課					

## 議 案 及 び 議 事 内 容

<p>次 第</p> <p>議決事項 1 令和 7 年 4 月人事の教職員人事異動方針及び重点項目について</p> <p>議決事項 2 令和 6 年度奈良県教員等育成協議会委員の委嘱(任命)について</p> <p>報告事項 1 王寺工業高校の分割発注に係る住民訴訟(第 2 審)の判決について</p> <p>報告事項 2 令和 6 年度奈良県公立学校優秀教職員被表彰者の決定について</p> <p>報告事項 3 奈良市立一条高等学校の外国語科の廃止について</p> <p>報告事項 4 奈良の学び推進プランについて</p>	<p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>承 認</p> <p>承 認</p> <p>承 認</p> <p>承 認</p>
<p>○大石教育長 「伊藤忠通委員、上野委員、田中委員、伊藤美奈子委員、三住委員おそろいですね。それでは、ただ今から、令和 6 年度第 1 0 回定例教育委員会を開催いたします。本日は、委員全員出席で、委員会は成立しております。」</p>	
<p>○大石教育長 「議決事項 2 については、各種委員の委嘱に関する案件のため、報告事項 4 については、検討中の計画について報告するものであり公開になじまないため、その他報告事項 2 については、報道発表前であるため、当教育委員会においては非公開で審議すべきものと考えます。委員の皆様にお諮りします。いかがでしょうか。」</p> <p style="text-align: center;">※ 各委員一致で可決</p> <p>○大石教育長 「委員の皆様の議決を得ましたので、本日の議決事項 2、報告事項 4 及びその他報告事項 2 については、非公開で審議することとします。」</p>	<p>可 決</p>
<p>議決事項 1 令和 7 年 4 月人事の教職員人事異動方針及び重点項目について</p>	
<p>○大石教育長 「議決事項 1 『令和 7 年 4 月人事の教職員人事異動方針及び重点項目』について、ご説明をお願いします。」</p> <p>○東村教職員課長 「令和 7 年 4 月人事の教職員人事異動方針及び重点項目について、説明いたします。</p> <p>教職員人事異動方針は、令和 4 年 11 月に見直した方針に従い、令和 7 年 4 月の人事異動を進めていこうと考えています。小中学校の重点項目 1、2、5 は、昨年から変更ありません。項目 3 の初回異動について、市町村を越えて配置することにより、多様な経験を積ませ、物の見方や考え方を広げ、実践的な指導力を向上させるという目的を明確にするために、文言を変更しました。項目 4 についても、小中一貫教育、特別支援教育、通級指導の充実を図るという目的を明確にするため、文言を変更しました。県立学校の重点項目については、昨年から変更はありません。</p> <p>それぞれの重点項目の充実に向け、小中学校においては市町村教育委員会、県立学校においては、所属長へ積極的に働きかけ、適切な人事異動に努めてまいります。</p> <p>以上です。」</p>	

## 議案及び議事内容

○大石教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○伊藤（忠）委員 「重点項目の3と4の文言を変えたとのことですが、項目3について、令和6年は、『採用後10年以内に特別支援学校教諭2種免許状取得など特別支援教育を複数年経験』と、具体的に書かれていますが、これはなくなったということですか。また項目4について、令和6年にあった『国公立学校との交流』がなくなっています。これもなくなったということですか。もしくはある程度はあって、その表現から文言を省いたということですか。」

○東村教職員課長 「項目3の特別支援教育を複数年経験という点についてですが、県教育委員会として、この2種免許状取得、複数年経験は、引き続き進めてまいります。ただし、人事異動の重点項目とするには、内容的に馴染みにくいところもあり、項目3は初回異動のみの項目として打ち出します。各校においてどういう経験を積まれるかについては削除しています。項目4の国公立学校との交流という点については、交流のあり方も含めて見直していこうと思っておりますので、削除しています。」

○伊藤（忠）委員 「なくなるわけではないのですか。」

○東村教職員課長 「今後、4月に向けて交流のあり方について検討してまいります。現時点では、どのようにするか決まっています。」

○三住委員 「項目3で市町村を越えて配置する際、いろんなところから配置されるのはいいと思うのですが、通勤時間の配慮はどのようにしていますか。」

○東村教職員課長 「小中学校の人事異動については、基本的に市町村教育委員会からの内申に基づき行うことになっています。また市町村教育委員会は、職員からの希望を聞いた上で、人事異動案を作成していますので、職員が通勤可能と考える範囲内での異動になると考えています。なお、へき地への異動については、項目5のとおり公募制を設けています。」

○伊藤（美）委員 「人事異動方針の1基本方針の（2）で『気風の刷新を図るため、同一校長長期勤務者の解消に努める』とありますが、どういう制度かについて簡単に教えてください。」

○東村教職員課長 「人事異動方針の2（2）の③で、『同一校に、10年以上勤務する者については、地域や学校の実情を考慮しながら、原則として異動を行うこととする』としています。」

○大石教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○大石教育長 「議決事項1については可決いたします。」

報告事項1 王寺工業高校の分割発注に係る住民訴訟（第2審）の判決について

○大石教育長 「報告事項1『王寺工業高校の分割発注に係る住民訴訟（第2審）の判決』について、ご報告をお願いします。」

## 議案及び議事内容

○我妻学校支援課長 「王寺工業高校の分割発注に係る住民訴訟（第2審）の判決について、報告いたします。

まず、1の報告概要ですが、令和2年度に王寺工業高校において、違法な分割発注が行われたことにより、県が損害を蒙ったとして、県に対して、関係者に損害賠償の請求等を求める住民訴訟が起こされておりましたが、令和6年9月25日に棄却判決、県が勝訴の判決がでました。

2の訴訟概要ですが、控訴人は阪口保氏他5名です。これまでの経緯は、まず、令和3年7月に、阪口保氏他5名より住民訴訟が起こされました。これについては令和5年5月に棄却となっています。この棄却判決を不服として、原告らが控訴されたというのが今回の裁判です。控訴人の主張は、令和2年度に王寺工業高校において発注された工事について、本来、一般競争入札により、一体的に発注すべき工事を3つに分割して、違法な随意契約を締結したことにより、県が損害を蒙ったというものです。

3の判決の概要ですが、分割発注によって、奈良県に損害が生じていないため、本件控訴を棄却するという事です。これは第1審と同じ内容となっています。ただし、当時の校長については、本件分割発注をしたことについて、著しく注意義務を怠ったというべきであり、重大な過失があったと認められるとされました。第1審では校長は軽過失とされておりましたので、県にとっては非常に重い内容と受けとめております。

4の再発防止に向けた取組です。控訴人の主張は、今回棄却ということになりましたが、当時の校長について、重大な過失が認定されたということも含め、教育委員会事務局としては、県立高校における一連の不適切な分割発注事案については、重く受けとめております。

資料に記載の通り、すでに学校長、事務長に対する注意喚起や、事務マニュアルの作成など、再発防止には取り組んでおりますが、今後も、不適切な事案が発生しないように、取組を継続していくこととしております。

以上です。」

○大石教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○三住委員 「これらの工事を一括して入札することは困難だったのでしょうか。」

○我妻学校支援課長 「これらの工事は耐震化工事の関連工事で、本体工事の前に完了する必要があります。耐震化工事の時期は決まっておりましたので、時間的な制約はあったと考えられます。また、一般論として、随意契約の方が一般競争入札より事務的にも負担が少ないので、随意契約を選ぶという事はあります。」

○三住委員 「入札をしたら間に合わなかったということですか。」

○我妻学校支援課長 「難しかったと思います。」

○三住委員 「再発防止に向けては、早期に準備することを学校に求めるということですか。」

○我妻学校支援課長 「再発防止に向けては、校長や事務長、そして実際の事務を行う担当者に対して、スケジュール管理も含めて、どのような事務が不適切な事務になるかということを知っております。」

○三住委員 「随意契約について学校と業者の癒着が疑われたということはないですか。」

○我妻学校支援課長 「本件随意契約については、全て3者から見積りを徴収して、そのなかで

## 議案及び議事内容

最も安価なものを採用しております。判決の中でも、この随意契約によって不当に価格を吊り上げられたということはない、とされていますので、そういう懸念はないと考えています。」

○大石教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○大石教育長 「報告事項1については承認いたします。」

### 報告事項2 令和6年度奈良県公立学校優秀教職員被表彰者の決定について

○大石教育長 「報告事項2『令和6年度奈良県公立学校優秀教職員被表彰者の決定』について、ご報告をお願いします。」

○東村教職員課長 「令和6年度奈良県公立学校優秀教職員被表彰者の決定について、報告いたします。

10月14日に開催した奈良県公立学校優秀教職員表彰選考委員会において、小学校から5名、中学校から2名、県立学校から2名の計9件が選考されました。取組事例の概要については添付のとおりです。

以上です。」

○大石教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○三住委員 「要綱第2条第2項に『前項に規定する表彰のほか、学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教職員経験が9年に満たない教職員であって、本項に規定する賞を受けた後、さらに顕著な成果を上げることが見込まれる者』とありますが、これは、経験が少なくても表彰を受けたら今後伸びると見込まれるような人を表彰するという趣旨ですか。」

○東村教職員課長 「第2条第2項は追加された条項です。もともと被表彰者は、第2条第1項第2号の『9年以上』が要件になっていましたが、令和2年度に、第2条第2項の『9年未満』を対象とした若手教職員奨励賞が加わりました。この対象は、9年未満の方であってもその後、さらに顕著な成果を上げることが見込まれる方については対象にしていこうという趣旨です。」

○田中委員 「推薦件数9件で選考結果9件となっていますが、これは推薦された方が9件で、選考の結果も9件ということでしょうか。」

○東村教職員課長 「そうです。今年度については推薦の数と、表彰が決定した数はイコールで、推薦者全員を被表彰者として決定しています。」

○田中委員 「私は奈良県公立学校優秀教職員表彰選考委員会の選考委員を長く務めていたのですが、推薦数が少なくなっている気がします。長い間されているので、内容も少しずつバージョンアップしていらっしゃると思います。本来の趣旨などをもう一度周知し、各校長先生をはじめとした推薦される方に、若手も含めて、先生方に対してもっとモチベーションを上げるような教育施策としてとらえていただき、応募数をあげていくことはできないのでしょうか。」

○東村教職員課長 「かつては多くの推薦がありましたが、近年は件数が減っています。教職員課としては毎年、校長会や教育長会の場でこの表彰制度をアピールするとともに、実践集を県のホームページに載せています。県での表彰が、文部科学大臣表彰の前提にもなっていますので、できる限りPRをしていきたいと思っています。何かいい方法があれば、取り組んでいきたいと思っています。」

## 議案及び議事内容

○大石教育長 「文部科学大臣表彰は人数が決まっていますか。」

○東村教職員課長 「文部科学大臣表彰の人数は、国から指定されています。令和6年度であれば、県で11人と指定されています。近年は国からの指定数の範囲内での、県への推薦数になっています。」

○大石教育長 「最初の頃、県の推薦数が決まっているわけではないので、たくさん挙がってきました。文部科学大臣表彰の人数に限られるなかで、優秀な人を推薦しても人数が多ければ、次の年に文部科学大臣表彰を受けられないこととなります。文部科学大臣表彰の人数に限られることも、おそらく作用しているのではないかと感じます。」

○上野委員 「教職員経験9年未満の若手でも、頑張っている方が表彰されるということですが、年齢制限はあるのでしょうか。」

○東村教職員課長 「若手教職員等奨励賞については、第2条第3項で『9年未満かつ49歳未満』としています。」

○伊藤（美）委員 「先ほどのやりとりから、ここに選ばれるということが、国から表彰されるというすごい評価に繋がるのだということがよく分かりました。そういう先生たちの頑張りをホームページ上で掲載されているので、見る人は見ていらっしゃるかなと思いますが、もう少し社会にアピールできるかと思っています。今、大学生も教員になる子がずいぶん減ってきており、学校がしんどい職場であるようなイメージが定着してきてまづいなと思っています。先生になってからもこのように頑張る良い成果を出してということが、もっと社会に知ってもらえる方法が見つかるとうれしいなと思います。」

○大石教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○大石教育長 「報告事項2については承認いたします。」

### 報告事項3 奈良市立一条高等学校の外国語科の廃止について

○大石教育長 「報告事項3『奈良市立一条高等学校の外国語科の廃止』について、ご報告をお願いします。」

○小嶋高校教育課長 「奈良市立一条高等学校の外国語科の廃止について、報告いたします。学校教育法施行細則第8条に基づきまして、申請のありました次の学科の廃止を認可したことを報告いたします。学科を廃止する学校及び学科名は、奈良市立一条高等学校の『外国語科』で、令和9年3月31日をもって廃止となります。備考にありますように原級留置となった者で、令和9年3月31日の学校廃止までに卒業できないと見込まれる者については、奈良市立一条高等学校の普通科に在学しているものとされます。廃止の理由としまして、附属中学校生徒の一期生が高等学校へ進学することに伴う学科再編のためということになります。外国語科については、令和7年度入学者選抜から募集停止となります。

以上です。」

○大石教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○三住委員 「一条高等学校の外国語科は昔から有名だったと思いますが、実質的に廃止するの

## 議案及び議事内容

はどうしてでしょうか。」

○小嶋高校教育課長 「令和4年度に入学した中学生が高等学校に進学するタイミングで、外国語科2クラス分を減ずるかたちになります。普通科5学級と中高一貫で中学から内部進学する2学級とし、普通科の学びの内容の中にそれまでありました科学探究コースの内容や外国語科の内容を含めて教育をしていくということで発展的に廃止するとしています。」

○大石教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○大石教育長 「報告事項3については承認いたします。」

○大石教育長 「その他報告事項について、ご報告をお願いします。」

○東村教職員課長 「令和7年度奈良県・大和高田市・県立大附属高公立学校教員採用候補者選考2次試験の結果について、報告いたします。

2次試験の結果については9月6日に発表したところですが、合格者数は小学校145名、中学校85名、高等学校78名、特別支援学校40名をはじめ、全体で367名でした。今年度新設した3年次選考は小学校16名、特別支援学校1名が合格しました。

採用予定者数を増加したこと、また、受験者数が減少したことにより、昨年と比べ、合格倍率は0.7ポイント減少し、4.6倍となっています。

以上です。」

○新子体育健康課長 「令和6年度学校保健・学校給食表彰（文部科学大臣表彰）について、報告いたします。

表彰につきましては、学校保健の普及と向上に尽力し多大の成果をあげた個人、学校及び団体を文部科学大臣が表彰されます。また、学校給食の普及とその充実を図るため、学校給食の実施に関し、優秀な成果をあげた学校、共同調理場、功績のあった個人及び団体を文部科学大臣が表彰されました。

本県の受賞者につきまして、ご紹介します。まず、令和6年度学校保健・学校給食表彰被表彰者でございます。学校保健関係個人といたしまして、学校医の千田史郎氏、学校歯科医師の吉野修史氏、学校薬剤師の隅田重義氏、そして学校保健の奈良市立三碓小学校校長の檜垣志保氏が受賞されました。次に、学校給食関係個人といたしまして、広陵町立広陵北小学校栄養教諭の中島育子氏が受賞されました。各個人の活動内容、取組及び経歴については、資料に記載のとおりとなっております。

なお、表彰式及び表彰場所ですが、学校給食関係につきましては、もうすでに8月1日に長野県において開催されました第1回全国学校給食・栄養教諭等研究協議大会で表彰式が行われております。また、学校保健関係につきましては、来る11月7日に宮崎県において令和6年度全国学校保健・安全研究大会が開催され、表彰式が行われます。表彰伝達につきましては、各推薦団体に一任しております。

以上です。」

○熊谷教育研究所長 「令和6年度 奈良県立教育研究所 教育セミナー2024の実施状況について、報告いたします。

令和6年度の教育セミナーの開催につきましては、6月10日の第4回定例教育委員会において

## 議案及び議事内容

報告をさせていただきましたが、今回は実施後の報告をさせていただきます。本年度は、『新しい時代に求められる学びの創造』をテーマに、パート1は集合型、パート2はオンデマンド型で実施いたしました。

最初に申込状況ですが、全て合わせて453アカウントの参加申込みがあり、たくさんの方々にご参加、またご視聴をいただいたところです。

アンケート結果についてご報告をさせていただきます。まず、開催時期、実施形態について説明いたします。パート1の開催時期については、95.3%が適切であると回答しており、実施形態としましては、94.3%が集合型とオンデマンド型から選択できる今回の形態を望んでおられるということでした。また、パート2のオンデマンド型での実施については、いつでもどこでも視聴できるということで、肯定的な意見をたくさんいただきました。以上のようなことから、来年度も、時期は本年度と同様の7月下旬に、また、形態はICTを活用してより多くの先生方にご参加いただきやすいように計画していきたいと考えています。

次に、内容について、まずは2ページの(2)、パート1の特別講演、分科会についてのグラフをご覧ください。

特別講演につきましては、内容に関して94.2%、活用に関しては94.8%が肯定的に回答しています。また、分科会につきましても、3分科会を平均すると、いずれも90%以上の肯定的な回答が得られました。特別講演では、『問い続ける教師でいよう』と題し、教育行政に長く携わってこられたご経験をもとに、学校は子どもたちの幸せのために、現状に甘んじるのではなく、変化していくことが大切であるというお話をいただきました。また、分科会では、参加者から、理論に基づき教育活動に取り組むための知識を習得することができたというご意見や、実際に取組に生かせる実践例を知ることができて参考になったというご意見もいただいています。

パート2ですが、内容、活用に関する問いに対して、肯定的な回答が96.6%を超えております。これは、本コンテンツの内容が先生方の興味関心に合うものであったからだと考えておりますが、来年度につきましては、さらに本年度の教育課題の解決に向けまして、現場の先生方のニーズを見極めながら企画運営を継続していきたいと思っています。

以上です。」

○大石教育長 「ただ今の件について、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○三住委員 「教員採用候補者選考試験の件ですが、県外にお住まいの方は多いのでしょうか。若い人にどんどん奈良県に来ていただくのはいいことですので、奈良県に住み移って奈良県で教師がしたいという人がどれくらいいるのか教えて下さい。」

○東村教職員課長 「出願者のうち県内は8割、県外は2割です。」

○伊藤（美）委員 「いくつかの県の採用試験を併願する学生も結構いるのかと思いますが、この採用予定者数の中から他県での採用により抜けていかれる人も、何人かはいるかもしれないということですか。」

○東村教職員課長 「採用予定者数は全体で367人ですが、他の都道府県、市の採用試験を併願されている方もおられますので、そちらでの合格結果が出てくると、本県での採用は辞退という連絡をいただくケースがあります。その場合、追加の合格ということで、次点の方を繰り上げての合格を行い、できるだけこの採用予定者数は確保するようにしています。」

○伊藤（美）委員 「勤めている大学の学生を見ても結構故郷と今の奈良県と両方受けるなど、いろんなパターンがあるなと思っていました。その次点の方を上げるということは、後から

## 議案及び議事内容

も可能ということですね。」

○大石教育長 「日程が許す限り受けられる方がおられ、優秀な方は全部合格されるので、本県をできるだけ選んでいただけるように、我々も頑張らないといけないと思います。」

○伊藤（忠）委員 「教育セミナーの3ページのグラフのところで、『つづける部会』の内容と活用について、『そう思う』という回答の割合が、他の項目に比べて低いのは、おそらく、DXで目指す個別最適な学びに関して、先生方が疑問や課題を感じているのではないかという感想をもちました。」

○大石教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、その他報告事項については了承いたします。」

### 非公開議案

議決事項2 令和6年度奈良県教員等育成協議会委員の委嘱(任命)について  
報告事項4 奈良の学び推進プランについて

非公開にて審議

○大石教育長 「それでは、議案の審議が終了したと認められますので、委員の皆様にお諮りします。本日の委員会を閉会することとしては、いかがでしょうか。」

※各委員一致で承認

○大石教育長 「委員の皆様のご議決を得ましたので、これをもちまして、本日の委員会を閉会します。」